

BYOC 規約

第1条（目的）

この規約は、ゆざわ e スポーツフェスタ会場内に BYOC エリアを設け、参加者が PC・その附属機器・その他オンラインゲーム用の電子機器（以下「ゲーム用機器」といいます）を持ち込み、ゲームへの参戦や交流、観戦を行うイベント（以下「本イベント」といいます。）を運営するにあたり必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（参加者）

本イベントの参加者は、次のいずれかに区分されます。

- ① ゲーム用機器を持参する参加者（以下「BYOC 参加者」といいます）
- ② ゲーム用機器を持参せず、参戦、観戦のみ行う参加者（以下「ビジター参加者」といいます）

- (1) BYOC 参加者として参加される方は、専用の「Web フォーム」から参加申込をしてください。なお、事前の登録者が少なく会場に余裕のある場合に限り、本イベント当日に会場受付を行います。
- (2) 本イベントの参加者は、この規約の内容に同意されたものとみなします。
- (3) 未成年者が参加する場合、保護者の同意が必要です。大会当日に同意書の提出を求める場合があります。

第3条（参加資格）

次の事項のいずれかに該当する方は、本イベントに参加できません。

- (1) 日本語で円滑なコミュニケーションができない方
- (2) サイバー犯罪の犯罪歴がある方
- (3) アルコールあるいは薬物依存症の方
- (4) 酒気を帯びている方
- (5) 暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する方、その他反社会的勢力に属する方及びこれに付随する方
- (6) 他の参加者に不利益を発生させ、あるいは円滑な参加を阻害される方
- (7) 利用の意図を問わず、凶器等と判断される物を保有している方
- (8) 法令、条例、社会通念や社会人としてのマナーを守れない方
- (9) その他、主催者が不適切と判断した方

第4条（参加料）

BYOC 参加者、ビジター参加者とも BYOC エリアの参加は無料です。

第5条（ゲーム）

本イベントの参加者は、BYOC 参加者が会場に持参したゲームをプレイします。

- (1) BYOC 参加者は、自身が持参したゲームが、海賊版その他違法なソフトウェアではなく、法令や社会通念に照らし問題のないものであることを保証します。
- (2) 18 歳未満の参加者は、18 歳未満の閲覧または使用が禁止されているゲームを利用することはできま

せん。

第6条（ゲーム用機器）

BYOC 参加者は、ゲーム用機器を座席に持ち込むことができます。

- (1) 持ち込みは、当日の持参のみとし、前日・当日問わず会場への郵送・配送は禁止します。
- (2) ネットワーク機器（ルーター・ハブ等）の持ち込みはできません。
- (3) ゲーム用機器の設定や接続は、運営スタッフの指示に従ってください。

第7条（参加者の責任）

本イベントの参加者は、本イベント中、運営スタッフの指示・指導に必ず従うものとし、

- (1) 本イベントの参加者は、自身の責任において本イベントに参加するものとし、本イベントにおいて行った一切の行為およびその結果について責任を負うものとし、
- (2) 本イベントの参加者が以下に該当する場合には退去を命じることがあります。
 - ① 当規約に反する行為があったと主催者が判断した場合
 - ② 本イベントの秩序及び風紀を乱す行為がなされた場合
 - ③ 本イベントの進行及び開催に影響を及ぼす行為がなされた場合
 - ④ この規約に抵触すると判断した場合
 - ⑤ その他上記各事項に準ずる行為があった場合
- (3) 本イベントの参加者が本イベント期間中に体調不良となった場合、あるいは何らかの事故やケガ、盗難などの被害にあった場合、第三者行為の有無にかかわらず主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 本イベントの参加者は、他の参加者やスタッフに対する暴言、差別的発言、ハラスメント行為（身体的・精神的・性的・オンライン上のいずれも含む）を行ってはなりません。

第8条（設備の利用）

BYOD 参加者は、善良なる管理者の注意をもって、本イベントの設備を利用します。

- (1) 本イベント会場に持ち込んだ動産類は、本イベント終了時まで全てお持ち帰り下さい。
- (2) 残置物がある場合、その所有権を放棄したものとみなし、主催者が任意に処分できることとします。

第9条（禁止事項）

本イベントの参加者は、次の事項を行ってはなりません。

- (1) 第三者になりすまして本イベントに参加する行為。
- (2) ビデオゲーム、動画配信、軽度なネットサーフィン以外の目的でのインターネットや電源設備の利用。
- (3) 18歳未満の閲覧または使用が禁止されているゲームの利用。
- (4) ルーター・ハブを含むネットワーク機材の持ち込み。
- (5) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用、または提供する行為。
- (6) 参加者間での賭博行為。
- (7) 主催者の事前許可を得ていない物品販売の勧誘、及び物品販売行為。

- (8) 参加者における宗教、政治および労働運動、ネットワークビジネス等の勧誘あつせん行為。
- (9) 違法薬物等の所持、譲渡、使用行為。
- (10) 犯罪に当たる行為、または犯罪に結びつく行為。
- (11) 主催者または第三者の著作権、財産権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) 公序良俗に違反する行為。
- (13) 本イベントの運営を妨害する行為。
- (14) 飲酒及び他者への酒類の提供。
- (15) 他の参加者に強要する行為。
- (16) 他の参加者に不利益を発生させ、あるいは円滑な参加を阻害される行為。
- (17) 利用の意図を問わず、凶器等と判断される物を保有する行為。
- (18) 他の参加者やスタッフに対する暴力行為、脅迫、嫌がらせ、誹謗中傷、差別的言動等、社会通念上不適切と判断される一切の行為。
- (19) 会場内での無許可の撮影・録音・配信行為。ただし、主催者が許可した場合を除く。
- (20) その他、主催者が不適切と認める行為。

第 10 条（中止・中断）

主催者は、次に該当する場合、本イベントの参加者に事前連絡をすることなく、本イベントの全部または一部を中止・中断する場合があります。また、主催者は、本イベントの中止・中断により生じた参加者の損害につき、一切責任を負いません。

- (1) 火災、停電などにより、本イベント会場が利用できなくなった場合
- (2) 地震、洪水、津波その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (3) 本イベント設備の保守を緊急で行う必要が生じた場合
- (4) その他、当委員会がやむを得ないと判断した場合

第 11 条（キャンセル）

BYOD 参加者は、主催者の問合せ先メールアドレス（info@designare.gr.jp）にメールにて連絡することにより、参加申込をキャンセルすることができます。

第 12 条（個人情報及び権利）

BYOD 参加者の個人情報は、主催者の「プライバシーポリシー」に従って、主催者が適切に管理いたします。また、取得した個人情報は、BYOD 参加者への連絡・イベント運営・安全管理・今後のイベント案内等、主催者の定める目的以外には利用しません。

第 13 条（撮影）

本イベントの参加者は、以下の内容を了承し、これに対する対価を求めないものとします。

- (1) 本イベント当日、主催者または報道関係者が本イベントの様子等を撮影した際、撮影された動画、写真等に参加者が映り込む場合があること。

- (2) 上記にて撮影された動画、写真等が、新聞、雑誌、テレビ、インターネットその他各種媒体にて掲載、放送、配信される場合があること。
- (3) 撮影・掲載・配信に関して、参加者は自己の肖像権・著作権等の主張を行わないことに同意するものとします。ただし、個別に撮影や取材を希望しない場合は、事前に運営までお申し出ください。可能な範囲で配慮いたします。

第14条（損害賠償）

本イベントの参加者は、この規約、または主催者の指示・指導に違反することによって主催者に発生した一切の損害を賠償する責任を負います。また、本イベントの参加者は貸与された全ての機器に対し破損や汚損といった損害が発生した場合は一切の損害を賠償する責任を負います。

第15条（免責）

主催者は、BYOC 参加者のゲーム用機器の端末利用環境について一切関与せず、一切の責任を負いません。また、主催者は、以下の損害について一切の責任を負いません。本イベントに関し、参加者間でトラブルになった場合、本イベントの参加者の責任で解決することとし、主催者には一切の迷惑や損害を与えないものとします。

- (1) BYOD 参加者のゲーム用機器の盗難、破損、汚損、データの毀損その他の障害・事故の発生
- (2) 本イベントの参加者の行為により他の参加者が被った損害
- (3) その他、本イベントにおいて、本イベントの参加者に生じた一切の損害

第16条（登録の抹消）

BYOD 参加者が次の事項に該当する場合、主催者は、事前の連絡なく、当該参加者の参加登録を抹消することができます。

- (1) 参加申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 第3条の参加資格がないことが判明した場合
- (3) この規約に違反した場合
- (4) その他、主催者が不適切であると判断した場合

第17条（準拠法・管轄）

この規約の準拠法は日本法とします。本イベントに関連して参加者と主催者との間に生じた紛争については秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第18条（協議）

この規約または本イベントに関して、参加者と主催者の間で疑義が生じた場合、または紛争が生じた場合、参加者・主催者間で信義を以て協議のうえ解決します。

第19条（規約の変更）

主催者が必要と判断する場合、本イベントの参加者への事前の連絡なく、いつでもこの規約を変更でき

るものとしします。変更後の規約は、本イベント用ウェブサイトに掲載された時点からその効力を生じます。効力発生後は、参加者に変更後の規約が適用されます。

附則

2025年8月1日制定、同日施行。